(四)　当該消費者に対し、霊感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあおり、当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げること。

(五)　当該消費者が消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該消費者契約により負うこととなる義務の内容の全部又は一部を実施し、その実施前の原状の回復を著しく困難にすること。

(六)　(五)を除くほか、当該消費者が消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該事業者が当該消費者契約の締結を目指した事業活動を実施した場合において、正当な理由がある場合でないのに、当該事業活動が当該消費者のために特に実施したものである旨及び当該事業活動の実施により生じた損失の補償を請求する旨を告げること。(第四条第三項第三号～第八号関係)

4　無効とする消費者契約の条項の類型の追加

(一)　第八条の規定において、無効とする条項(事業者の損害賠償責任を免除する条項)に、事業者にその責任の有無及び責任の限度を決定する権限を付与する条項を追加することとした。(第八条第一項関係)

(二)　第八条の二の規定において、無効とする条項(消費者の解除権を放棄させる条項)に、事業者に消費者の解除権の有無を決定する権限を付与する条項を追加することとした。(第八条の二関係)

(三)　無効とする消費者契約の条項として、事業者に対し、消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与する消費者契約(消費者が事業者に対し物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものを提供することとされているものを除く。)の条項を追加することとした。(第八条の三関係)

5　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を経過した日から施行することとした。

◇**児童福祉法施行令の一部を改正する政令**(政令第一八六号)(厚生労働省)

1　明石市を児童相談所設置市に指定することとした。(本則関係)

2　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第二項関係)

3　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

# 法律

文部科学省設置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成三十年六月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**法律第五十一号**

文部科学省設置法の一部を改正する法律

文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び文化」を削り、「スポーツ」の下に「及び文化」を加える。

第四条第一項中第九十三号を第九十五号とし、第七十八号から第九十二号までを二号ずつ繰り下げ、同項第七十七号中「第八十三号」を「第八十五号」に、「第八十号」を「第八十二号」に改め、同号を同項第七十九号とし、同項第七十六号の次に次の二号を加える。

七十七　文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

七十八　文化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

第十六条中「第八十六号」を「第八十八号」に、「第八十七号及び第八十九号から第九十三号まで」を「第八十九号及び第九十一号から第九十五号まで」に改める。

第十八条中「及び」を「その他の文化に関する施策の総合的な推進並びに」に改め、「国際文化交流の振興」の下に「及び博物館による社会教育の振興」を加える。

第十九条中「第五号」の下に「、第三十号、第三十二号(博物館に係るものに限る。)、第三十三号(博物館に係るものに限る。)」を加え、「第八十五号まで、第八十六号」を「第八十七号まで、第八十八号」に、「第八十七号及び第八十九号から第九十三号まで」を「第八十九号及び第九十一号から第九十五号まで」に改め、「事務」の下に「並びに学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務」を加える。

第二十一条第一項第一号中「振興及び」を「振興その他の文化に関する施策の総合的な推進並びに」に、「。)に」を「。)及び博物館による社会教育の振興に」に改める。

**附　則**

この法律は、平成三十年十月一日から施行する。

文部科学大臣　林　芳正

内閣総理大臣　安倍　晋三

災害救助法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成三十年六月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三